

「EPA・FTAの推進に関する要望」

－中小企業にも使いやすいEPA・FTAの実現に向けて－

2013年3月

大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所
姫路商工会議所、尼崎商工会議所、三木商工会議所
高槻商工会議所、茨木商工会議所、吹田商工会議所
豊中商工会議所、池田商工会議所、和泉商工会議所
箕面商工会議所

グローバル経済を背景に内需縮小の懸念も相まって、大企業のみならず中小企業も、成長著しいアジアなど海外市場に新たな販路を見出そうと懸命である。その中で、わが国EPA（経済連携協定）がその関税減免効果により、超円高の時期にあっても、これら企業の国際競争力を下支えしてきた。

課題は、特に中小企業のEPA利用が限定的であることである。わが国EPAは13協定が発効しているが、利用企業数は全国で1万社に満たない。海外市場に活路を求める中小企業でもEPA・FTA（自由貿易協定）自体を「知らない」とする割合が依然として大きい。さらに、「EPA・FTAは難しく使いにくい」との負の印象が、中小企業を中心に蔓延化し勝ちである事実も見逃すことができない。原産品判定基準となるHSコードと輸入通関時に使用されるHSコードの世代間の相違による混乱等も、EPAを利用する企業には大きな障壁となっている。

わが国のEPA・FTAは、交渉入りが決定したRCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日中韓FTAのみならず交渉入りが待たれるEU（欧州連合）とのEPA、TPPなど多国間や先進国との交渉が増え、それぞれが相互に関連しつつ、わが国企業の経営に多大の影響を及ぼすことが予想される。さらには、豪州、カナダ、モンゴル等との2国間交渉や既存EPAの再協議が本格化している中、それぞれの早期妥結と発効、貿易額のみならず品目ベースでの自由化の拡大等を含め、中小企業にも使いやすいEPA・FTAの実現が強く望まれる。

中小企業が数多く集積し、海外との取引開始や拡大を目指す中小企業の多い関西地域にあっては、中小製造業者を中心にEPA・FTAに係る相談が増加しているのが現状である。中小企業がEPA・FTAを活用して今後の発展を実現することを目的として、下記の要望を行う。

記

1. EPA・FTAに関するプロモーションを強化されたい。

(1) EPA・FTAに関する最新情報を、あらゆる方策を駆使して、分かりやすく提供されたい。

① 各省庁独自の EPA・FTA サイトを統合し政府としてのポータルサイトを開設、EPA・FTA に関するあらゆる情報を盛り込まれたい。

② 全国での EPA・FTA に関するセミナーや説明会等を政府主導で開催されるとともに、相乗効果が期待されることから、各業界団体等で発行の機関誌（紙）等に、EPA・FTA に関する記事の掲載を積極的に働きかけられたい。

(2) EPA・FTA の利用に必要な作業等に係る先行事例を公表されたい。

政府広報にあっては、EPA・FTA の効果に関する事例の収集・公表は多い。しかし、企業が欲するのは、先行企業がどれだけの労力をどれだけの期間費やしたかの情報である。特に、大企業と比べ人材や情報収集力に劣る中小企業にとって、EPA・FTA の利用申請に要する労力や準備期間等の情報があれば、必要な作業量等を見越すことができ、利用負荷の軽減を通じて、EPA・FTA の利用拡大が期待できる。

2. 中小企業の海外展開支援施策との連携を図り、「EPA アクセスセンター（仮称）」の設置を要望する。＜新規＞

近年、政府にあっては「中小企業海外展開等支援事業」、「JAPAN ブランド育成支援事業」等に多額の予算を投じて、わが国中小企業の海外事業展開を支援されているが、EPA・FTA との連携が充分になされていない。これから締結する EPA・FTA も念頭に、今後の中小企業海外展開支援施策に EPA・FTA の利用を必ず反映されたい。具体策として、EPA・FTA の一元的相談窓口として「EPA アクセスセンター（仮称）」の設置を提案する。

(1) 「EPA アクセスセンター（仮称）」機能を国内外数箇所に配置されたい。

国内にあっては、中小企業を対象とする EPA・FTA に関する一元的相談窓口としての役割を、海外では、通関実務上の問題など EPA・FTA に係る具体的な問題に即応できる機能を常設されたい。通常年 1 回開催される「ビジネス環境の整備に関する小委員会」を補完し、問題処理の即効性を高めることが期待される。

(2) 「EPA ナビゲーター（仮称）」による「EPA アクセスセンター（仮称）」での常駐体制を整備されたい。

中小企業が独自に EPA・FTA を利用することは決して容易では無く、特に利用の検討開始から実際の活用に至るまでの初期段階では、EPA・FTA の専門家が二人三脚で、中小企業にアドバイスすることが重要である。このため、「EPA アクセスセンター（仮称）」に専門家である「EPA ナビゲーター（仮称）」を常駐させ、中小企業支援を具体化されたい。

3. HS コード問題への抜本的な対処を求めたい。＜新規＞

(1) HS コードの統一化を速やかに実現されたい。

HS コードは5年毎に全般的な見直しが行われ、わが国のみならず EPA 締約国にあっても HS2012 が通関実務で適用されている。その一方で、わが国 EPA は HS2002 もしくは HS2007 にて、それぞれの原産地規則や関税の譲許表が規定されており、現行 HS コードとの世代間ギャップが生じている。

こうした HS コードの相違が、EPA を利用しての輸出において締約国での通関時に実務上の問題を数多く発生させていることから、政府は、早急に抜本的な手立てを講じられたい。

- ① 発効済み EPA の内容高度化を目的とする再協議において、HS コード問題を最優先課題として協議されたい。
- ② わが国の全ての EPA・FTA に、原則5年ごとに見直される HS コードの自動更新条項を盛り込まれたい。

(2) わが国の全ての EPA・FTA 締約国に対し、HS コードの「事前教示」制度の導入を要求されたい。

HS コード問題が生じている EPA 締約国は、HS コードの「事前教示」制度を有さない国々が多いことから、こうした国々にも「事前教示」制度の導入を求めるとともに、わが国が有する「事前教示」のノウハウ等を政策支援として提供するなど、通関実務の円滑化を図られたい。

(3) HS コード相談窓口を常設されたい。

HS コードに不慣れな中小製造業者等に、輸出産品のみならず構成部材の HS コードを適切にアドバイスする支援機能が必要であることから、かかる機能の常設化を早急に行うことを要望する。

以上